

政務活動実施報告書

平成25年11月20日提出

井原市議会議員 宮地俊則 様

報告者

西村慎次郎

期 間	平成25年11月14日（木）～平成25年11月15日（金）
出張先及び セミナー名 講師氏名	福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目16-14 リファレンス駅東ビル 地方議会議員セミナー in 博多 講師：中央大学大学院教授 幸田正治さま
出張者氏名	惣台己吉，荒木謙二，河合謙治，西村慎次郎
調査項目	1. 地方議員の地位について 2. 防災・危機管理における地方議員の役割について
1. 地方議員の地位について	
(1) 議員の活動内容	
a. 議員の責務は、次の3つがある。	
○住民全体の奉仕者たるべき責務	
○住民の代表者としての責務	
○議会の機能を遂行する責務	
b. 議員の職務は、次のとおり。	
○調査・企画・立案活動	
○情報収集、意向調査、住民との意見交換等の活動	
○議案調査、事務調査等の活動	
○会議への出席	

1. 報告書は、視察・研修終了後2週間以内に提出してください。
2. スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

○団体意思（例：条例）または機関意思（例：意見書）を確定（決議）すること

○団体意思の執行・実施の監視

（２）議員の報酬を決定する要素

○議会としての活動内容

○議員としての活動内容

○当該自治体の事務の内容

○当該自治体の人口、財政状況

○当該自治体における他職種の平均給与

○議員としてふさわしい人材の確保

ポイントは、住民の理解が得られるかどうかである。今後、活動の見える化が必要。



（３）議員の役割

○住民のニーズを受け止め、それを公共化する役割

「多くの住民や社会集団の利益」（公益）を「社会一般に利害や正義を有する性質」

（公共）に高める役割を担っている。

○地域の諸課題を可視化する役割

埋没してしまいがちな少数の人が抱える課題、より広い視野や全体的視点での対応を考えることが必要な問題、すぐには分かりにくい状態になっているが実は非常に重要な課題等を、可視化し情報共有をはかる役割を担っている。

（４）地方議会改革の方向性

○団体自治の観点から

・審議機能・・・議会で政策議論を強化するための方策

・監視機能・・・監視機能を強化するための方策

○住民自治の観点から

・住民参加・・・様々な場面での住民参加

・地域ネットワークとの連携・・・NPO、中間団体などとの連携

※地方議員こそ地方自治の要。地方議員の活動が評価されてはじめて分権改革が進展する。

2. 防災・危機管理における地方議員の役割について

(1) 東日本大震災

東日本大震災の被害状況の説明

(2) 危機管理の各フェーズ（４段階）

① 被害防止（Mitigation）

危機が起こらないようにし、起こった場合の影響を少なくする事前の対策

② 被害軽減（preparedness）

危機が生じたい場合を想定して、それに対処して悪影響を最小限にする体制を準備しておくこと

③ 応急対応（response）

実際に危機が発生した際の対処行動

④ 復旧（recovery）

危機が発生して生じた被害を平常に（旧に）復する活動

この後に、「復興段階（reconstruction）」となる。

(3) 災害発生直後の応急対応

災害発生直後の応急対応時における地方議会の役割は、次のとおり。

○住民と同様の対応（自らの安全確保、共助）

○被災住民と行政との橋渡し、住民への情報伝達

○地域をよく知っている議員としての役割（安否確認、避難所運営など）

※議員の防災研修が必要である。また、議会間の応援支援協定を締結されている議会もある。その際、離れている自治体がのぞましい。

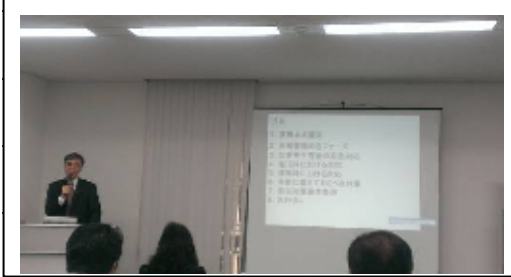
(4) 復旧時における対応

復旧時における地方議会の役割は、次のとおり。

○行政に対して、課題解決に向けた活動（意見提出等）を行っていくこと

○地域に根差した存在として、それぞれの地域

における復旧状況の相違や抱えている課題の違いを良く把握して、行政対応へ反映



(5) 復興時における対応
復興時における地方議会の対応は、次のとおり。
○議会本来の役割を発揮
○団体自治（審議機能、監視機能）及び住民自治を体現すること
(6) 事前に備えておくべき対策
○事前復興には2つの考え方がある。
① 災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりを推進すること
② 発災後、限られた時間内に復興に関する意思決定を行っていくため、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの収集・確認等を事前に進めておくこと
○地方議会と地域住民との関係に着目した視点
・人と人のつながりの視点
コミュニティがしっかりした地域は防災に強い
・官民融合の視点
NPO、企業、ボランティア等の民間との連携を視野に入れた総合的な防災計画
・リスクコミュニケーションの視点
リスクをどのように見積もるのか、リスクはどこまでなら許容できるのか
※上記3つの視点は、いずれも地方議会・地方議員の役割、責任は重い。
(7) 防災対策基本条例
○防災対策基本条例（災害対策基本条例、震災対策基本条例などの名称もある）を定めている自治体が増えている。
○防災対策基本条例では、防災対策の基本理念、行政機関・市民・事業者等の責務や役割、防災対策の基本的事項を定め、防災対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とされ、次のようなことが規定されている。
・施策の総合性を図るべきこと
・行政、住民、事業者、自主防災組織それぞれが役割を適切に果たすべきこと
・防災教育や啓発に注力すること

3. 所感

○地方議員の地位について

議員として理解しておくべき基本事項を再確認できました。議員になって体系的に議員の役割を学んだのは初めてで、こういう基本事項の再確認をする場が、井原市議会内にあっても良いと感じました。

議員報酬の話もありましたが、市民が理解できるような体系的な整理があるといいなと感じました。講師の先生はそのようなものはないと言われていました。

○防災・危機管理における地方議員の役割について

東日本大震災をもとにした危機管理における地方議員の役割についての話でした。危機管理の対象は、地震だけではないので地震以外の災害に対する危機管理も聞きたかったです。

そういう中でも、事前準備が大切だということを再確認できました。防災対策基本条例といった条例化を考えても良いと感じました。また、議員の役割も整理し、執行部及び市民と情報共有・共通認識をしておく必要があると感じました。現在の井原市議会基本条例には災害時の議会としての体制や動き、議員の振る舞い等は規定されていないので、盛り込んではいかがでしょうかと思います。

以 上

政務活動実施報告書

平成25年11月18日提出

井原市議会議長 宮地俊則 様

報告者

河合 謙治

期 間	平成25年11月14日（木）～平成25年11月15日（金）
出張先及び セミナー名 講師氏名	福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目16-14 リファレンス駅東ビル 地方議会議員セミナー in 博多 講師：中央大学大学院教授 幸田正治さま
出張者氏名	惣台己吉，荒木謙二，河合謙治，西村慎次郎
調査項目	1. 地方議員の地位について 2. 防災・危機管理における地方議員の役割について
1. 地方議員の地位について	
(1) 議員の活動内容	
a. 議員の責務は、次の3つがある。	
○住民全体の奉仕者たるべき責務	
○住民の代表者としての責務	
○議会の機能を遂行する責務	
b. 議員の職務は、次のとおり。	
○調査・企画・立案活動	
○情報収集、意向調査、住民との意見交換等の活動	
○議案調査、事務調査等の活動	
○会議への出席	

1. 報告書は、視察・研修終了後2週間以内に提出してください。
2. スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

○団体意思（例：条例）または機関意思（例：意見書）を確定（決議）すること

○団体意思の執行・実施の監視

（２）議員の報酬を決定する要素

○議会としての活動内容

○議員としての活動内容

○当該自治体の事務の内容

○当該自治体の人口、財政状況

○当該自治体における他職種の平均給与

○議員としてふさわしい人材の確保

ポイントは、住民の理解が得られるかどうかである。今後、活動の見える化が必要。



（３）議員の役割

○住民のニーズを受け止め、それを公共化する役割

「多くの住民や社会集団の利益」（公益）を「社会一般に利害や正義を有する性質」

（公共）に高める役割を担っている。

○地域の諸課題を可視化する役割

埋没してしまいがちな少数の人が抱える課題、より広い視野や全体的視点での対応を考えることが必要な問題、すぐには分かりにくい状態になっているが実は非常に重要な課題等を、可視化し情報共有をはかる役割を担っている。

（４）地方議会改革の方向性

○団体自治の観点から

・審議機能・・・議会で政策議論を強化するための方策

・監視機能・・・監視機能を強化するための方策

○住民自治の観点から

・住民参加・・・様々な場面での住民参加

・地域ネットワークとの連携・・・NPO、中間団体などとの連携

※地方議員こそ地方自治の要。地方議員の活動が評価されてはじめて分権改革が進展する。

2. 防災・危機管理における地方議員の役割について

(1) 東日本大震災

東日本大震災の被害状況の説明

(2) 危機管理の各フェーズ（４段階）

① 被害防止（Mitigation）

危機が起こらないようにし、起こった場合の影響を少なくする事前の対策

② 被害軽減（preparedness）

危機が生じたい場合を想定して、それに対処して悪影響を最小限にする体制を準備しておくこと

③ 応急対応（response）

実際に危機が発生した際の対処行動

④ 復旧（recovery）

危機が発生して生じた被害を平常に（旧に）復する活動

この後に、「復興段階（reconstruction）」となる。

(3) 災害発生直後の応急対応

災害発生直後の応急対応時における地方議会の役割は、次のとおり。

○住民と同様の対応（自らの安全確保、共助）

○被災住民と行政との橋渡し、住民への情報伝達

○地域をよく知っている議員としての役割（安否確認、避難所運営など）

※議員の防災研修が必要である。また、議会間の応援支援協定を締結されている議会もある。その際、離れている自治体がのぞましい。

(4) 復旧時における対応

復旧時における地方議会の役割は、次のとおり。

○行政に対して、課題解決に向けた活動（意見提出等）を行っていくこと

○地域に根差した存在として、それぞれの地域

における復旧状況の相違や抱えている課題の違いを良く把握して、行政対応へ反映



(5) 復興時における対応
復興時における地方議会の対応は、次のとおり。
○議会本来の役割を発揮
○団体自治（審議機能、監視機能）及び住民自治を体現すること
(6) 事前に備えておくべき対策
○事前復興には2つの考え方がある。
① 災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりを推進すること
② 発災後、限られた時間内に復興に関する意思決定を行っていくため、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの収集・確認等を事前に進めておくこと
○地方議会と地域住民との関係に着目した視点
・人と人のつながりの視点
コミュニティがしっかりした地域は防災に強い
・官民融合の視点
NPO、企業、ボランティア等の民間との連携を視野に入れた総合的な防災計画
・リスクコミュニケーションの視点
リスクをどのように見積もるのか、リスクはどこまでなら許容できるのか
※上記3つの視点は、いずれも地方議会・地方議員の役割、責任は重い。
(7) 防災対策基本条例
○防災対策基本条例（災害対策基本条例、震災対策基本条例などの名称もある）を定めている自治体が増えている。
○防災対策基本条例では、防災対策の基本理念、行政機関・市民・事業者等の責務や役割、防災対策の基本的事項を定め、防災対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とされ、次のようなことが規定されている。
・施策の総合性を図るべきこと
・行政、住民、事業者、自主防災組織それぞれが役割を適切に果たすべきこと
・防災教育や啓発に注力すること

3. 所感

地方議員の地位については、海外の実例を出して説明がありました。国によってはかなり地方議員の地位の違いがあり、現在の日本で実施するには、難しい部分が多いことがわかりました。やはり、自分の行動には自信を持ち、責任を持って、地位の確立を計っていかなければならないと痛感しました。

防災・危機管理における地方議員の役割については、

① 災害発生前

② 応急

③ 復旧

④ 復興

に分けて、執行部と一体となり実施していかないと十分な対応が出来ないことが十分に理解できました。

政務活動実施報告書

平成25年11月20日提出

井原市議会議長 宮地俊則 様

報告者

荒 木 謙 二

期 間	平成25年11月14日（木）～平成25年11月15日（金）
出張先及び セミナー名 講師氏名	福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目16-14 リファレンス駅東ビル 地方議会議員セミナー in 博多 講師：中央大学大学院教授 幸田正治 様
出張者氏名	惣台己吉，荒木謙二，河合謙治，西村慎次郎
調査項目	1. 地方議員の地位について 2. 防災・危機管理における地方議員の役割について
1. 地方議員の地位について	
(1) 議員の活動内容	
a. 議員の責務は、次の3つがある。	
○住民全体の奉仕者たるべき責務	
○住民の代表者としての責務	
○議会の機能を遂行する責務	
b. 議員の職務は、次のとおり。	
○調査・企画・立案活動	
○情報収集、意向調査、住民との意見交換等の活動	
○議案調査、事務調査等の活動	
○会議への出席	

1. 報告書は、視察・研修終了後2週間以内に提出してください。
2. スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

○団体意思（例：条例）または機関意思（例：意見書）を確定（決議）すること

○団体意思の執行・実施の監視

（２）議員の報酬を決定する要素

○議会としての活動内容

○議員としての活動内容

○当該自治体の事務の内容

○当該自治体の人口、財政状況

○当該自治体における他職種の平均給与

○議員としてふさわしい人材の確保

ポイントは、住民の理解が得られるかどうかである。今後、活動の見える化が必要。



（３）議員の役割

○住民のニーズを受け止め、それを公共化する役割

「多くの住民や社会集団の利益」（公益）を「社会一般に利害や正義を有する性質」

（公共）に高める役割を担っている。

○地域の諸課題を可視化する役割

埋没してしまいがちな少数の人が抱える課題、より広い視野や全体的視点での対応を考えることが必要な問題、すぐには分かりにくい状態になっているが実は非常に重要な課題等を、可視化し情報共有をはかる役割を担っている。

（４）地方議会改革の方向性

○団体自治の観点から

・審議機能・・・議会で政策議論を強化するための方策

・監視機能・・・監視機能を強化するための方策

○住民自治の観点から

・住民参加・・・様々な場面での住民参加

・地域ネットワークとの連携・・・NPO、中間団体などとの連携

※地方議員こそ地方自治の要。地方議員の活動が評価されてはじめて分権改革が進展する。

2. 防災・危機管理における地方議員の役割について

(1) 東日本大震災

東日本大震災の被害状況の説明

(2) 危機管理の各フェーズ（４段階）

① 被害防止（Mitigation）

危機が起こらないようにし、起こった場合の影響を少なくする事前の対策

② 被害軽減（preparedness）

危機が生じたい場合を想定して、それに対処して悪影響を最小限にする体制を準備しておくこと

③ 応急対応（response）

実際に危機が発生した際の対処行動

④ 復旧（recovery）

危機が発生して生じた被害を平常に（旧に）復する活動

この後に、「復興段階（reconstruction）」となる。

(3) 災害発生直後の応急対応

災害発生直後の応急対応時における地方議会の役割は、次のとおり。

○住民と同様の対応（自らの安全確保、共助）

○被災住民と行政との橋渡し、住民への情報伝達

○地域をよく知っている議員としての役割（安否確認、避難所運営など）

※議員の防災研修が必要である。また、議会間の応援支援協定を締結されている議会もある。その際、離れている自治体がのぞましい。

(4) 復旧時における対応

復旧時における地方議会の役割は、次のとおり。

○行政に対して、課題解決に向けた活動（意見提出等）を行っていくこと

○地域に根差した存在として、それぞれの地域

における復旧状況の相違や抱えている課題の違いを良く把握して、行政対応へ反映



(5) 復興時における対応
復興時における地方議会の対応は、次のとおり。
○議会本来の役割を発揮
○団体自治（審議機能、監視機能）及び住民自治を体現すること
(6) 事前に備えておくべき対策
○事前復興には2つの考え方がある。
① 災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりを推進すること
② 発災後、限られた時間内に復興に関する意思決定を行っていくため、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの収集・確認等を事前に進めておくこと
○地方議会と地域住民との関係に着目した視点
・人と人のつながりの視点
コミュニティがしっかりした地域は防災に強い
・官民融合の視点
NPO、企業、ボランティア等の民間との連携を視野に入れた総合的な防災計画
・リスクコミュニケーションの視点
リスクをどのように見積もるのか、リスクはどこまでなら許容できるのか
※上記3つの視点は、いずれも地方議会・地方議員の役割、責任は重い。
(7) 防災対策基本条例
○防災対策基本条例（災害対策基本条例、震災対策基本条例などの名称もある）を定めている自治体が増えている。
○防災対策基本条例では、防災対策の基本理念、行政機関・市民・事業者等の責務や役割、防災対策の基本的事項を定め、防災対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とされ、次のようなことが規定されている。
・施策の総合性を図るべきこと
・行政、住民、事業者、自主防災組織それぞれが役割を適切に果たすべきこと
・防災教育や啓発に注力すること

3. 所感

①地方議員の地位について

議員の職責としては、住民の奉仕者たる責務、住民の代表者たる責務、また、議会の機能を遂行する責務であり、職務としては、政策形成に関わる、調査・企画・立案であり、必要な情報収集、意見交換を行い、調査研究の推進に資するため、議案調査、等の活動を行うことである。また、執行機関の執行、実施が適正にかつ、効果的、民主的にされているかを監視し、必要に応じて是正設置を促し、代案を提示することにある。住民から理解をいただく、地方議会を目指すには、地方分権時代にふさわしい政策を立案することであり、同時に地域住民とのコミュニケーションを、意見交換をすることが非常に重要である。こういったことを常に念頭に置き、今後の議員活動に邁進していく。

②防災・危機管理における地方議員の役割について

災害における地方議員の役割は、災害発生前における、被害抑止、被害軽減、であり、応急時には被災住民と行政の橋渡し、情報伝達であり、復旧時には、議会機能の維持が重要であり、復興においては、本来の役割である、審議機能・監視機能をもつ、議員本来の役割を発揮することにある。やはり、事前に備えておくべき対策（危機管理・リスク管理）づくりはわれわれ議員の責務である。また、執行部との情報の共有・一本化は重要であると認識しておき、今後の議員活動に邁進していく。

政務活動実施報告書

平成25年11月20日提出

井原市議会議長 宮地俊則 様

報告者

惣台 己吉

期 間	平成25年11月14日（木）～平成25年11月15日（金）
出張先及び セミナー名 講師氏名	福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目16-14 リファレンス駅東ビル 地方議会議員セミナー in 博多 講師：中央大学大学院教授 幸田正治さま
出張者氏名	惣台己吉，荒木謙二，河合謙治，西村慎次郎
調査項目	1. 地方議員の地位について 2. 防災・危機管理における地方議員の役割について
1. 地方議員の地位について	
(1) 議員の活動内容	
a. 議員の責務は、次の3つがある。	
○住民全体の奉仕者たるべき責務	
○住民の代表者としての責務	
○議会の機能を遂行する責務	
b. 議員の職務は、次のとおり。	
○調査・企画・立案活動	
○情報収集、意向調査、住民との意見交換等の活動	
○議案調査、事務調査等の活動	
○会議への出席	

1. 報告書は、視察・研修終了後2週間以内に提出してください。
2. スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

○団体意思（例：条例）または機関意思（例：意見書）を確定（決議）すること

○団体意思の執行・実施の監視

（２）議員の報酬を決定する要素

○議会としての活動内容

○議員としての活動内容

○当該自治体の事務の内容

○当該自治体の人口、財政状況

○当該自治体における他職種の平均給与

○議員としてふさわしい人材の確保

ポイントは、住民の理解が得られるかどうかである。今後、活動の見える化が必要。



（３）議員の役割

○住民のニーズを受け止め、それを公共化する役割

「多くの住民や社会集団の利益」（公益）を「社会一般に利害や正義を有する性質」

（公共）に高める役割を担っている。

○地域の諸課題を可視化する役割

埋没してしまいがちな少数の人が抱える課題、より広い視野や全体的視点での対応を考えることが必要な問題、すぐには分かりにくい状態になっているが実は非常に重要な課題等を、可視化し情報共有をはかる役割を担っている。

（４）地方議会改革の方向性

○団体自治の観点から

・審議機能・・・議会で政策議論を強化するための方策

・監視機能・・・監視機能を強化するための方策

○住民自治の観点から

・住民参加・・・様々な場面での住民参加

・地域ネットワークとの連携・・・NPO、中間団体などとの連携

※地方議員こそ地方自治の要。地方議員の活動が評価されてはじめて分権改革が進展する。

2. 防災・危機管理における地方議員の役割について

(1) 東日本大震災

東日本大震災の被害状況の説明

(2) 危機管理の各フェーズ（４段階）

① 被害防止（Mitigation）

危機が起こらないようにし、起こった場合の影響を少なくする事前の対策

② 被害軽減（preparedness）

危機が生じたい場合を想定して、それに対処して悪影響を最小限にする体制を準備しておくこと

③ 応急対応（response）

実際に危機が発生した際の対処行動

④ 復旧（recovery）

危機が発生して生じた被害を平常に（旧に）復する活動

この後に、「復興段階（reconstruction）」となる。

(3) 災害発生直後の応急対応

災害発生直後の応急対応時における地方議会の役割は、次のとおり。

○住民と同様の対応（自らの安全確保、共助）

○被災住民と行政との橋渡し、住民への情報伝達

○地域をよく知っている議員としての役割（安否確認、避難所運営など）

※議員の防災研修が必要である。また、議会間の応援支援協定を締結されている議会もある。その際、離れている自治体がのぞましい。

(4) 復旧時における対応

復旧時における地方議会の役割は、次のとおり。

○行政に対して、課題解決に向けた活動（意見提出等）を行っていくこと

○地域に根差した存在として、それぞれの地域

における復旧状況の相違や抱えている課題の違いを良く把握して、行政対応へ反映



(5) 復興時における対応
復興時における地方議会の対応は、次のとおり。
○議会本来の役割を発揮
○団体自治（審議機能、監視機能）及び住民自治を体現すること
(6) 事前に備えておくべき対策
○事前復興には2つの考え方がある。
① 災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりを推進すること
② 発災後、限られた時間内に復興に関する意思決定を行っていくため、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの収集・確認等を事前に進めておくこと
○地方議会と地域住民との関係に着目した視点
・人と人のつながりの視点
コミュニティがしっかりした地域は防災に強い
・官民融合の視点
NPO、企業、ボランティア等の民間との連携を視野に入れた総合的な防災計画
・リスクコミュニケーションの視点
リスクをどのように見積もるのか、リスクはどこまでなら許容できるのか
※上記3つの視点は、いずれも地方議会・地方議員の役割、責任は重い。
(7) 防災対策基本条例
○防災対策基本条例（災害対策基本条例、震災対策基本条例などの名称もある）を定めている自治体が増えている。
○防災対策基本条例では、防災対策の基本理念、行政機関・市民・事業者等の責務や役割、防災対策の基本的事項を定め、防災対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とされ、次のようなことが規定されている。
・施策の総合性を図るべきこと
・行政、住民、事業者、自主防災組織それぞれが役割を適切に果たすべきこと
・防災教育や啓発に注力すること

3. 所感

地方議員の地位について

議員の活動内容は、住民の奉仕者、代表者、議会の機能を遂行する責務の3点。

以下職務、役割、地方議会改革の方向性をよく考え、地方議員こそ地方自治の要

地方議員の活動が評価されてはじめて分権改革が進展する。

防災・危機管理における地方議員の役割について

危機管理の各フェーズ（4段階）

① 被害防止 ② 被害軽減 ③ 応急対応 ④ 復旧

防災対策基本条例を定めることについて考えることも必要ではないか？

地方議員は住民に密着した存在であるので、住民からの生の声を持っている。